

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

第1回定時評議員会を終えて

宮川 康雄

新制度がスタートして1年

助成財団の移行申請は極めてスローペース!!

新制度における全国の認定・認可法人一覧

インフォメーション

編集後記

住友財団は2009年4月27日に内閣総理大臣より、公益財団法人への移行認定を受け、5月1日に移行の登記を行いました。これによって、当財団は、内閣総理大臣から移行認定されたものとしては、新制度における6番目の公益法人となりました。本稿では、2009年6月の定時評議員会を終え、移行作業が一段落するまでに至る過程を振り返ってご参考にと供したいと思います。

私どもは、移行認定申請に際して、次の3点にとくに留意しました。

第1は、早期移行。2008年3月の定例理事会・評議員会において、①2009年1~2月の移行認定申請提出、②同4~5月の認定・登記を目途とした仮スケジュールを報告しました。早期移行を目指した一つの理由は、住友グループ各社から追加出捐を受けている最中であり、税制面のメリット享受にあります。

第2は、定款の変更の案の策定。相次いで制定される政令、府省令、ガイドライン等をフォローしつつ、将来の助成活動及び財団運営の自由度確保を主眼に置いて、旧寄附行為をベースに極力シンプルな定款づくりを心掛け、2008年6月と10月の定例理事会・評議員会で、新定款の案を報告しました。

第3は、申請関連の機関決定のための諸会議等の手順。当初は、10月の定例理事会・評議員会で、定款の変更の案をはじめとする諸々の決議を一举に行う予定でしたが、最初の評議員選任方法についての旧主務官庁（総務省）への認可申請手続きの中身が固まらない状況であったため、結局、臨時の理事

第1回定時評議員会を終えて

住友財団 常務理事事務局長

宮川 康雄

康雄



会・評議員会の開催を余儀なくされました。

まず、12月15日の臨時理事会で最初の評議員選任方法について機関決定し、同日総務省に認可申請提出、12月17日に認可されました。これを受けて、2009年1月22日の臨時理事会・評議員会において、①最初の評議員候補者、②定款の変更の案（最初の評議員は翌日の選定委員会の結果を掲名）、③理事・監事・評議員の報酬等支給基準、等を決議。（※）翌23日に最初の評議員選定委員会を開催し、最初の評議員を選定。諸々の必要書類を取り揃えて、1月26日に、公益財団法人への移行認定申請を内閣総理大臣宛に電子申請で提出しました。

申請後認定までに約90日を要しましたが、この間、公益認定等委員会と実質的なやりとりがあったのは、ヒアリングを受けた3月24日から認定申請の修正・補正内容の合意（4月3日）に至る10日間程度であり、あとはただひたすら待つだけの日々が続きました。とりわけ、ヒアリングの日程調整のための連絡があった3月18日までの50日余りは、全くの梨の礫でした。

一方、認定後は、①移行の登記、②事業年度区分に伴う2009年4月度決算（2008年度決算に続き2カ月連続）、③各種届け出、④新ルールの下での理事会・評議員会準備など、息のつかない日々を過ごしました。尚、理事会・評議員会の運営等に関しては、全てが新しいと言うのが実感であります。

（※）住友財団のホームページに掲載されているシンプルな定款は、役員の報酬支払基準とあわせて大変参考になります（編集部）。

新制度がスタートして1年

助成財団の移行申請は極めてスローペース!!

公益法人の抜本的制度改革は、平成12年から8年間の紆余曲折を経て、平成20年12月1日に公益法人関連3法が施行され、新制度への移行申請の受付が開始されました。申請は徐々に増えつつあるものの、1年を経過した平成21年11月30日現在での全国の移行申請及び答申の状況は下記の通り極めてスローペースとなっています。(公益法人informationより)

1. 公益移行認定申請	318件	処分件数	66件(*)
			(内助成財団20件)
2. 一般移行認可申請	86件	処分件数	16件
			(内助成財団 1件)
(特例民法法人の移行申請	404件	処分合計	82件)
申請率	404件(申請数)/24,317件(既存法人数)		=1.7%
移行率	82件(移行数)/24,317件(既存法人数)		=0.3%
3. 新設公益認定申請	54件	処分件数	16件
(*) 処分件数66件中、1件は不認定案件のため、公益への移行件数は65件)			

この申請状況は、当初予想されたものよりもかなり少ない件数で推移していると推察されます。

その原因としては、新たな公益法人制度内容の複雑さ(関連3法の難解さ)、税制優遇を受けることによる公益認定要件の厳しさ、申請手続きの煩雑さ、移行後の財団運営の難しさ並びにそれらの状況を踏まえた様子見の姿勢、加えて助成財団にとって受け入れ難い制度上の問題点の存在等が挙げられます。

なぜそのような難解で厳しい内容の制度になっていったのか、今回の制度改正について振り返ってみたいと思います。

平成12年12月に「行政改革大綱」の閣議決定を経て、行政委託型公益法人改革への取組みが開始され、行政委託型公益法人改革のための改革実施計画(行政改革推進本部事務局)が策定されるなか、公益法人制度の在り方に関する議論も深まり、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進する必要性、重要性が指摘されてきました。

一方、平成12年に逮捕者が出たKSD事件等の公益法人をめぐる不祥事は公益法人制度そのものに起因するものと捉えられたことから、公益法人の基本制度について抜本的な見直しを行う必要があるとの意見も高まってきました。

その結果、行政改革の一環としてスタートした行政委託型公益法人の改革が、公益法人制度全体への改革と広がることとなり、平成14年3月29日には「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定されました。これを受けて平成14年8月に公表された「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」(行政改革推進本部事務局)では、今回の公益法人制度改革の骨格につ

いての考え方が示され本格的な検討が開始されることになりました。

また、制度改革の話題が出始めた当初には、非営利法人ごとに別々に制定されているわが国の法人体系及び法律が、非営利法人全般を対象とする基本法のような形で整理されるのではとの期待もありましたが、結果的にはNPO法人制度を含めた制度改革案等が実現することはありませんでした。

今回の制度改革の原型は、昭和23年11月に起草されたが実現することのなかった「民法の一部を改正する法律案」と「公益法人監査委員会法案」に既に見ることが出来ます。その内容については、「公益法人論文選」(公益法人協会設立25周年記念誌)に雨宮孝子氏が「幻の民法改正案」と題して寄稿されているので、詳細は論文選を参照いただきたいと思います。その一部概要は、(1)民法34条を改正し、営利を目的としない一般非営利法人の設立を認め、その法人は登記することにより成立する(準則主義の採用)、(2)(1)の非営利法人のうち特に公益事業を目的とするものは、主務官庁の許可を得て、公益社団法人、公益財団法人と称する、(3)(2)の法人の解散後の残余財産は、類似目的を有する法人に寄附しなければならない(シ・プレーの原則)等と規定され、更に重要な法案である「公益法人監査委員会法案」は、公益法人の公益性を確保するために、法務庁(現在の法務省)の外局に行政関係者と民間人からなる第三者機関「監査委員会」を設け、(1)公益法人設立に際し、主務官庁の許可に承認を与え、(2)公益法人を直接監査し、(3)違反行為をした場合、主務官庁に対し解散命令を行なうことを勧告する等、いわば公益性の監査機関の役割を有する内容となっていました。

非営利法人設立の手続き簡素化、設立と公益認定の分離、第三者機関による公益性の確保、監査等の考え方は、主務官庁制の存続を除き戦後の混乱期の昭和23年当時に民法の改正法案として既に条文化されていたもので、その意味では110年ぶりの公益法人制度の抜本的改革とは言えるものの、その骨格は60年前に策定された法案をベースとした制度となっていると言えます。

更に前記の通り、今回の公益法人制度改革のきっかけが行政改革の一環として行政委託型公益法人の改革に端を発しており、また、これまで多発した特殊法人や公益法人による不祥事の根源の多くが、組織内部への多額の資産の蓄積にあることから、やはり今回の制度改革は、行政委託型公益法人の改革、特に不祥事につながり易い



不当な資産の内部留保の徹底的排除を主眼とした改革内容にポイントが絞られていると思われます。

その中であって多くの民間の公益法人、なかんずく民間助成財団は、民間公益活動の担い手として大きく期待されているものの、行政委託型公益法人の改革に巻き込まれた形で改革が進められることになりました。結果、画期的な改革となった主務官庁制の廃止以外は、今後のわが国の社会経済の発展に民間の非営利法人がその役割を積極的に果たすための制度としては、その担い手となる民間人（市民）にとってあまりに複雑かつ難解な制度となってしまった感がします。

具体的には、平成18年6月に公益法人関連3法が公布されて以降、平成19年9月には3法に関する政令及び内閣府令等が決定、平成20年の3月に制度改革に関する「FAQ」（良くある質問に対する回答）が示され、4月には「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」が決定、また、制度改革を促進する税制については「平成20年度税制改正の要綱」の中で「公益法人関係税制」として4月に決定されました。

事務的な面では、新制度移行申請に関する「申請書様式」や「申請の手引き」が4月から7月にかけて順次公表され、また新たな法律に準拠した会計基準は、4月に20年度会計基準（新々会計基準）として「公益法人会計基準」及び「運用指針」が公表されています。

その後も10月には「定款の変更の案」作成の案内（参考資料「作成に関し特に留意すべき事項」を含む）が公表され、また、最初の評議員の選任方法については、当初の考え方が変わり「特例民法法人における最初の評議員の選任について」（内閣府大臣官房新公益法人行政準備室20.10.14）と題する事務連絡により、第3者の選定委員による中立委員会方式を主流とする内容が主務官庁等に徹底されました。

また、申請実務では、電子申請が導入され、11月からは電子申請利用の申込み手続きが開始され12月1日に向けた準備が着々と進められてきました。

これらの500条を超える一連の法律や政省令、その解釈や説明、財務・会計、税務等の相次ぐ改正内容及びそれに伴う実務の変更は、それぞれの専門家ですら十分に理解できないほど複雑で難解かつ膨大な量であり、少人数の事務局で簡単にこなされるものではなくなっています。

更には、これまでの主務官庁の指導の一部を是とせず、また特定公益増進法人の資格や公益法人の規模等も考慮されず、かつ行政委託型公益法人と民間公益法人をまったく同列においた改革の内容は、今後の民間公益法人の更なる発展のためには早期の見直しが必要なこともあり、改正に向けた提言を行っていく必要があります。当センターでは、助成財団が申請を躊躇せざるを得ない制度内容（収支相償や役員責任連座制等）の対応について10月に要望書を提出しています。

制度に関する見直しへの取り組みは今後もしっかりと取り組む必要がありますが、移行実務に関しては、昨年の12月以降に移行申請書が提出された案件が公益認定等委員会で着々と審査が進められ、3月13日の第1号の答申を皮切りに審査が鋭意進んでいます。

しかしながら、公益認定等委員会の事前相談や申請後の審査に関しては、担当官の経験や個人差が大きく影響して、審査の内容、進め方に統一性を欠くところも散見されたり、申請してから半年以上たっても答申が得られず中途半端な状態が続いていたり、申請者である公益法人サイドに大きな混乱を招いていることも多く指摘されています。

当センターでは、平成19年度及び20年度に会員財団の中から約300法人を対象とした新制度移行に関するアンケートを実施し、都度その状況をお知らせ（JFC Views No.61 及び 64）してきましたが、平成21年度はアンケートの対象を、助成団体要覧のデータでご協力いただいている全国2,300の財団法人・社団法人に拡大して実施し、その結果、8月末段階で828法人からアンケートへのご協力をいただきました。（回収率36%）。

集計に手間取りご報告が遅くなりましたが、アンケートの結果を以下の通り集約しましたので、参考にご高覧いただければ幸いです。

特に申請の時期については、アンケートに回報いただいた828法人のうち、約半数の法人の移行時期が未定となっており、申請に対して慎重な姿勢がうかがえますが、申請時期を決めている法人の中では、平成22年度が46%、23年度が27%となっており、申請開始2年目から3年目を迎える平成22年度がピークとなると思われます。

公益認定等委員会からは、申請ペースが遅くなっていることもあり、事業の公益性の判定に比較的問題の少ない助成財団の皆さまには、出来るだけ早期の申請をお願いしたいとの要請も受けていますが、今回の制度改革は単なる移行事務だけでなく、これまでの事業内容や法人運営を見直すことも大変重要なこととなりますので、そのことも含めて予定が決まっている法人にあってはそのスケジュールに沿って、またこれからの法人にあっては、その準備に早めに着手されることをお勧めします。

内閣府を行政庁とする約6,000法人からの申請件数は、これからの2年目から3年目にかけて急激な増加が見込まれ、申請開始後1年間の経験を踏まえた公益認定等委員会の審査もスピードアップが図られることと思われますが、一方審査の期間が長期化してくることも想定されます。

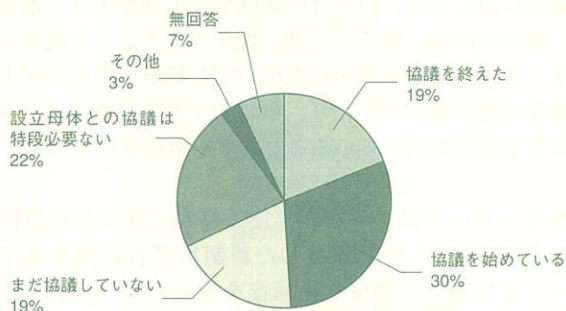
当センターでは、皆さまのスムーズな移行実務をご支援させていただくため、アンケート等のご要望によりこれまで実施してまいりました移行実務の研修や移行申請の個別相談に、なお一層注力し有益な情報の提供を心掛けてまいりますので是非お気軽にお声がけ下さい。

なお、今回のアンケートで記入いただきました行政庁へのご要望につきましては、現場の生の声として文書で公益認定等委員会事務局に提出し善処をお願いしております。

I. 制度改革に関する貴財団の現状の取り組みについて

（1）財団内部での検討状況

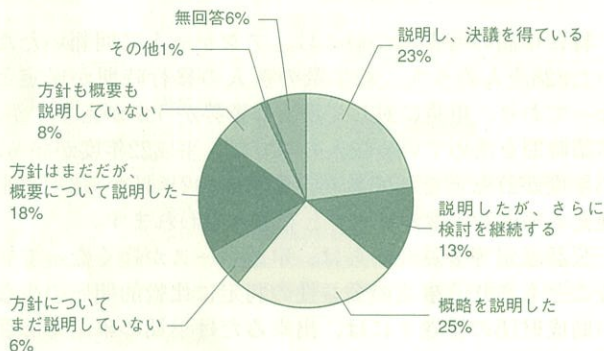
①制度改革に関して、設立母体への対応について



出捐母体と協議を必要としない財団を除くと、19%の団体が出捐母体との協議を済ませていて、協議中の法人を合わせると49%が協議を開始している。

一方、設立母体との協議を行なう必要はないとする法人は22%となっている。

②制度改革について理事会、評議員会への対応について



新制度への移行対応について、61%の法人が理事会・評議員会への説明を終了しており、その中の23%の法人では移行方針に関して理事会の了承を得ている。

一方、制度概要だけ説明した法人が25%、制度改革の内容や移行申請の対応について、理事会への説明はこれからという法人が8%となっている。

③設立母体、理事長や理事、評議員から対応について

具体的指示があったか

〔積極的な意見〕

－公益財団の移行を目指すこと、移行計画委員会を設置し、移行申請の認可状況を把握しながら、公益認定の要件を見極め、運営体制や事業内容を検討することとなった。

－早期に公益法人への移行

〔慎重な意見〕

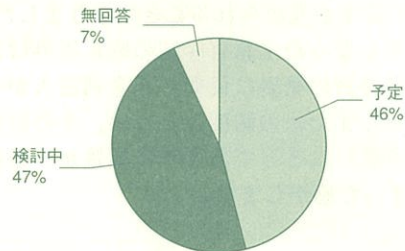
－公益認定をされた場合の実質的に受けるメリットと認定申請のための事務量の多さや認定後の維持のむずかしさを考慮するとあまり無理をしてまでも公益認定を受ける必要はないのではないかと一部の理事からの意見あり。

－慌てず、他の動向を調べ、参考にしつつ準備をすすめること。

－5年間の移行期間の中で他財団と情報交換をし、慎重に焦らず進めていくこととする。

（2）予定する移行時期について

①公益財団法人への移行申請の時期



公益認定の申請予定時期を決めている法人と検討中の法人はどちらも50%弱で、ほぼ同数である。

申請を予定している時期は、

平成21年の後半が22%（合計22%）

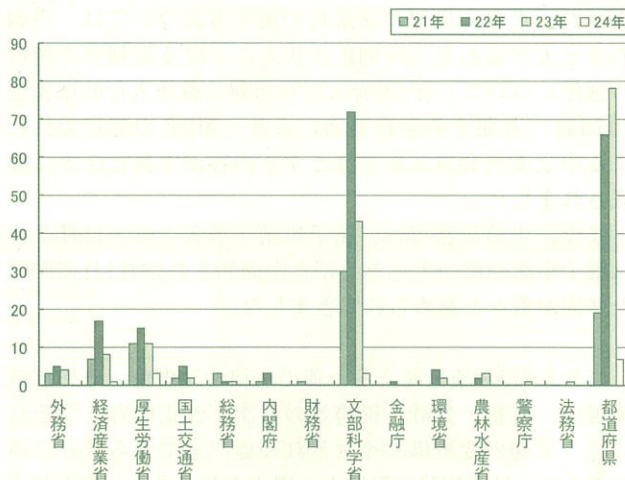
平成22年の前半が18%、後半が28%（合計46%）

平成23年の前半が17%、後半が10%（合計27%）

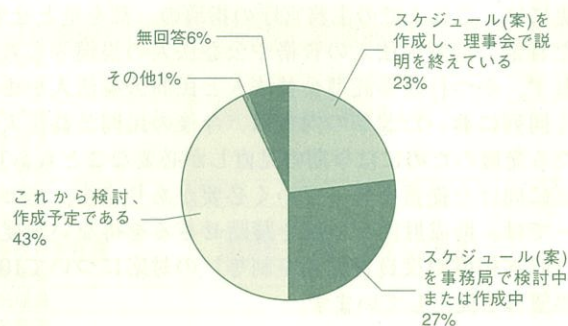
平成24年以降は4%、となっており、68%の法人が22年度までの間に申請を予定している。

制度の内容が明確になるにつれ、昨年時に比べ申請時期を21年から22年に遅らせている傾向が見られる。

主務官庁別に申請予定時期を見てみると、中央省庁は総務省の21年度を除いて他は22年度中に申請を考えている財団が多いのに対し、地方所管の財団は23年度の申請を予定しているところが多い。

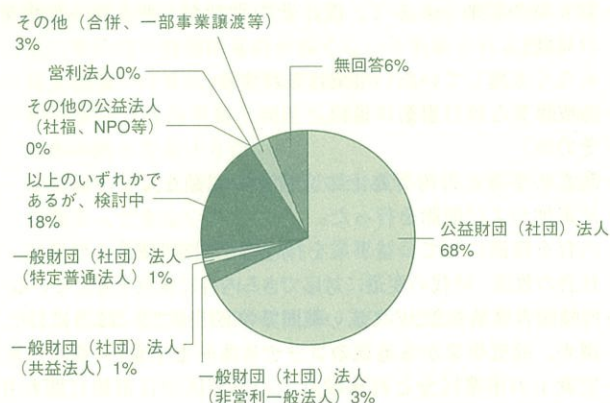


②①の移行申請に向けてのスケジュールについて



スケジュール（案）を作成し、理事会等での説明を終えている法人が23%、また事務局でスケジュール（案）を検討中、作成中の法人が27%となっており、残りの約50%の法人はこれから検討する予定になっている。

(3) 移行する法人形態

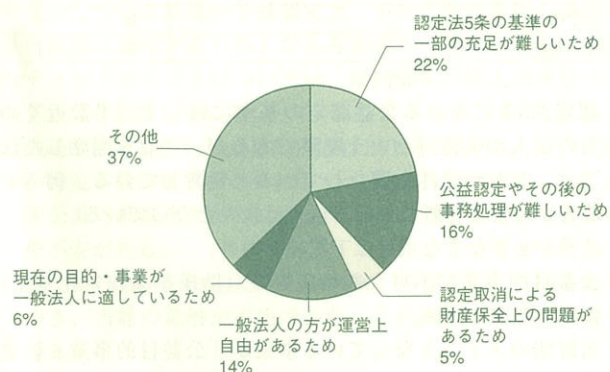


①公益財団法人	564
②一般財団法人（非営利一般法人として法人税優遇適用法人）	27
③一般財団（社団）法人（共益法人）	6
④一般財団法人（全事業課税の普通法人）	7
⑤以上のいずれかに移行したいが、まだ検討中	146
⑥その他の公益法人（社会福祉法人・医療法人・NPO法人等）	0
⑦営利法人	0
⑧その他	23

68%の法人が公益財団法人に移行することを予定しているが、3%は合併や解散（自治体等への事業譲渡）等を視野に入れ、現在検討中になっている。また、非営利一般法人へ移行するところが1財団ある。

上記で公益法人以外の法人への移行を考えている理由は、認定法5条の基準の一部の充足が難しいためというのが1番多く22%、次いで公益認定やその後の事務処理が難しいため16%、一般法人の方が運営上自由があるため14%と続いている。また認定取消による財産保全上の問題があるためという理由を挙げている法人も4%あった。

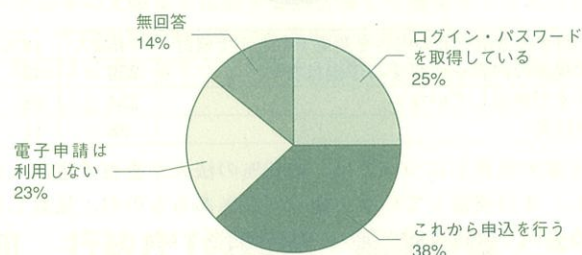
その他少数の理由としては、収支相償、同一団体1/3等の基準のクリアが難しい、施設経営の事業が公益と認められるかどうかが不明、他団体との合併を計画などがあった。



II. 制度改革に関する貴財団の取り組み状況

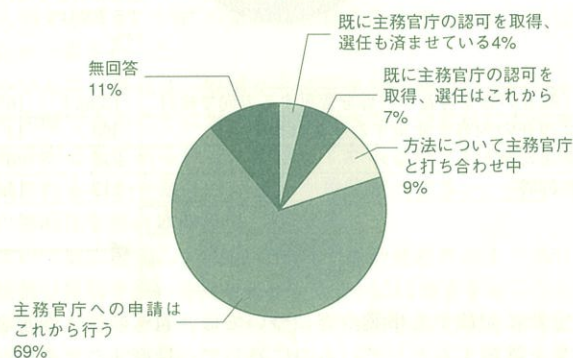
(1) 電子申請の申込

7月段階で電子申請の申込を行っている法人は25%あり、これから申し込む予定の法人は38%ある一方で、電子申請を行わないとする法人も23%存在する（無回答14%）。

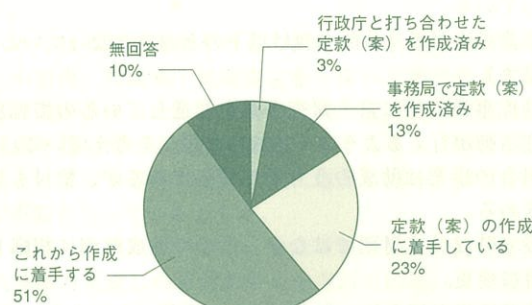


(2) 「最初の評議員の選任方法」に関する主務官庁の認可申請について

7月段階で既に主務官庁の認可を取得、選任も済ませている法人はまだ4%に過ぎない。選任はこれからだが、主務官庁の認可を取得している法人は7%で、主務官庁の認可を得ているところは全体の1割強であった。77%がこれから申請予定で、そのうち7%は主務官庁との打合せを始めている。



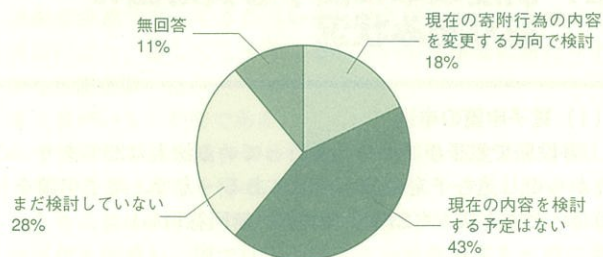
(3) 「定款」の検討について



①行政庁と打ち合わせた定款（案）を作成済み	23法人	3%
②事務局で定款（案）を作成済み	110	13
③定款（案）の作成に着手している	192	23
④これから作成に着手する	419	51
無回答	83	10

既に定款作成に着手している（作成済みも含めて）財団は、40%弱だった。半数以上はこれからの着手となっている。

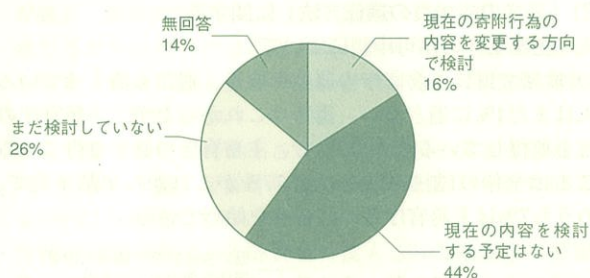
(4)「定款」に記載する「目的」について



①現在の寄附行為の内容を変更する方向で検討	145法人	18%
②現在の内容を変更する予定はない	359	43
③まだ検討していない	234	28
無回答	88	11

定款の見直しについては、約43%の法人が変更予定はないとし、まだ検討していない法人が28%あるものの、見直しをする方向で検討しているのは18%に過ぎない。

(5)「定款」に記載する「事業」について



①現在の寄附行為の内容を変更する方向で検討	135法人	16%
②現在の内容を変更する予定はない	368	44
③まだ検討していない	212	26
無回答	112	14

事業拡大	60法人
事業縮小	67
無回答	8

定款に記載する事業内容については、44%の法人が現在の事業を継続するとしているのに対して、見直すことを検討している法人は16%である。その見直しの方向は、60法人が事業を拡大する方向で、67法人が縮小方向で検討とほぼ同数となっている。

事業見直しの具体的内容は以下のとおりとなっている。

〔拡大〕

- －助成事業の他に自主研究事業を推進しているので幅広く研究活動が行えるように「目的の表現」を考えている。
- －当会の事業は助成のうち全て貸与であるが、給付も事業に含める。
- －設立時は助成財団ではなかったので助成財団に相応しい内容に変更。
- －公益事業を拡大し、今まで以上に貢献できるように変更。
- －活動対象の疾患等の幅を広げる。
- －収益事業を行えるように追加する。
- －国内外の活動に対応できるようにする。
- －奨学事業の他、体験活動助成事業を加える方向で検討。

〔縮小〕

- －事業の簡素化。
- －事業の一部（調査研究）を廃止できないか、検討したいと

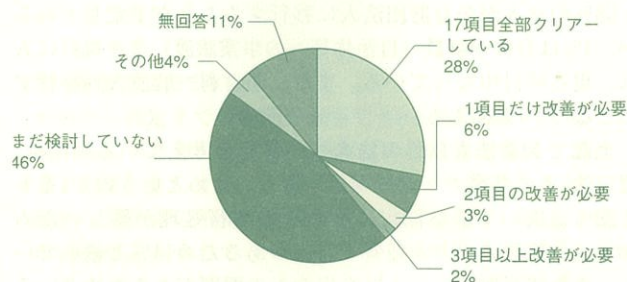
考えている。

- －現状の寄附行為は、事業範囲を広くとり過ぎており、実態に合わせる必要がある。
- －内容について再検討し、実態を踏まえた表現に一部修正。
- －現状 記載があるにも拘らず行われていない事業（顕彰など）については削除する方向で検討。
- －設立時の目的からみて、既にその役割が不要となった事業の見直し。
- －永らく実施していない事業は整理する。
- －助成事業と刊行事業に集約。

〔その他〕

- －現在の事業と寄附行為上の文言との齟齬をなくすように一部追加および削除を行った。
- －内容を簡潔にして公益事業を行う事を明記した。
- －社会の要請・時代の変遷に対応できる内容に変更を考えている。
- －同種類の事業をまとめて広い範囲での応用ができるようにした。
- －調査、研究事業から地域のコーディネート事業へ。
- －定款上の事業区分と財務設計上の事業区分は密接に関わり合うことから変更することも念願におきながら構成の検討を始めている。
- －抽象的な表現方法でなく事業のイメージを具体的に連想できる表記へ改める予定。大筋の事業は変更ない。
- －表現の整理・簡素化。

(6) 認定法第5条（公益認定の基準）には、財団法人に関して、17項目の認定基準が掲載され、ガイドラインでその解釈が示されていますが、貴法人の基準クリアーの見通しについて



①17項目全部クリアーしている。	229法人	28%
②1項目だけ改善が必要	52	6
③2項目の改善が必要	25	3
④3項目以上改善が必要	15	2
⑤まだ検討していない	383	46
⑥その他	30	4
無回答	93	11

認定法5条に定める公益認定の基準に対して、半数近くの46%の法人が未検討という段階であるが、検討を開始した法人では、28%が要件を満たしていると判断している。何らかの改善が必要と判断している法人は11%となっている。

改善が必要な主な項目は下記のとおり、

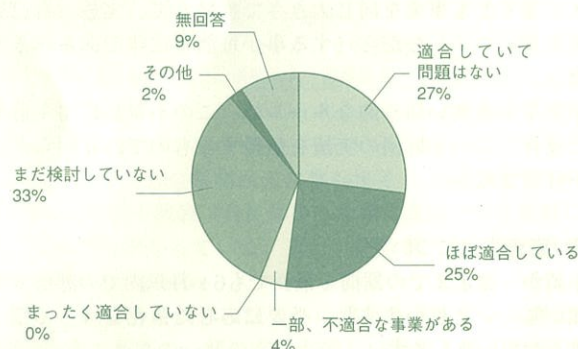
- －公益目的事業に不可欠な特定資産（助成事業安定化基金）に関する取り扱い。
- －当財団のメインとなっている事業が「公益目的事業」の定義に抵触の疑義がある
- －遊休財産額の保有制限
- －役員報酬の支給基準の制定
- －奨学資金積立基金が遊休財産の控除対象資産となるのか遊



- 休財産となるのか不明
- 公益目的事業比率
- 内部留保が多い
- 収支相償 公益事業のみであるが、収入が費用を大幅に上回っている(収入の源泉である配当金の増及び寄附が大きい)
- 新会計基準での会計への変更。
- 債権の運用益のみで事業を行っている為、利息収入が不安定。その点で経理的基礎が強くないと判断される懸念
- 収支相償の計算式の内容が理解できない
- 検診事業が収益事業と判断される可能性において他の類似団体の動きを見守りたい。
- 公益目的事業比率 奨学金は貸付貸与のみなので事業費に全額導入できないこと
- 役員等の報酬等の支給基準

収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限、経理的基礎の4点が改善項目として多く挙がっていた。

(7)「公益認定等ガイドライン」にあわせて提示された「公益目的事業のチェックポイントについて」での17事業区分ごとのチェックポイントに貴財団の現在の各事業は適合していますか？



①適合していて問題ない	220法人	27%
②ほぼ適合している	203	25
③一部、不適合な事業がある	35	4
④まったく適合していない	2	0
⑤まだ検討していない	276	33
⑥その他	13	2
無回答	77	9

実施している事業が公益認定上「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるか否かの基準として示されたチェックポイントについては、ほぼ50%の法人はクリアしていると判断している。

- 不適合と考えている具体的内容は以下のとおり、
- 不特定多数の解釈により対応すべきかもしれない。
- 非公募の助成事業についていかなる判断がなされるか、やや不安がある。
- 奨学金の給与を指定大学(8~10校)の学生にしている点につき、当局の見解が不明であり、これ次第で不適合があり得る。
- 応募の機会 助成の選考
- 助成応募条件に理事評議員の推薦を必須としている。この点が不特定多数で認められるのか否かに懸念がある。
- 一部助成関係以外で、不特定多数に該当しない事業がある。

- 「その他財団の目的を達成するために必要な事業」の一つとして行っている「功労表彰」制度は一般公募は行わず財団の判断で行っている。
- 募集の段階で大学を特定して案内しており(募集人数が少ないため)「不特定多数」の条件がむずかしい。
- 対象奨学生に財団母体企業の社員遣いを一部採用しているからこの部分を公益目的事業から「その他の事業」に区分する
- 学会等の支援などは必ずしも公募して選定する方法ではなく、その専門分野における重要性を判断して決定している。助成は必ず公募すべきものとは思わないが、少し不安を感じている。

Ⅲ. 行政庁(内閣府・都道府県・主務官庁)に対する要望

今回のアンケートでは、新制度が施行され、実際の移行実務が始まったところで、行政庁に対する要望についてもお聞きした。

- 意見は、大きく(1)今回の制度改革そのものに対する意見、
(2)制度の内容に対する意見、
(3)移行作業、実務の問題点に対する意見

に大別できるが、(3)の実際に作業する上での不満、不安の意見が一番多かった。

中でも多い意見は、申請から認定までの期間が長いあるいは不明確であることに対する不満である。認定後にも様々な手続等が必要であるので、申請してからどのくらいの期間で認定されるのかを知りたいという希望が大変多い。同時に手続の簡略化を求める声も多く見られる。

次いで既に認定した団体の情報や審査過程等のより具体的な情報の提供を求める声も多かった(中には審査を通らなかった事例を求めるところもあった)。やはり実際の例を参考にしたいとの思いが強いのだろう。

また行政庁や主務官庁あるいは担当官によって審査基準や指導が異なることに対して、基準や指導の統一を求める財団も多い。

(1)の今回の制度改革そのものに対する意見としては、大規模・小規模、行政系・民間設立を一律の基準で扱うことに対する不満が多かった。そこから今回の制度改革の意義自体に不信感を抱いている財団も少なからずあった。特に小規模財団にとっては事務作業量が大幅に増えるため、移行作業の遂行が不安となっているようだ。

(2)制度の内容については、やはり収支相償、遊休財産保有率の基準の見直しの希望が多く出されている。また役員の義務・責任が大幅に重くなったことで、なり手がなくなるのではないかという不安も挙げられている。

(1) 制度改革に対して

- ・小規模で健全な法人を苦しめる改革です。
- ・当財団としては制度改革をしてほしくなかった。
- ・害虫を退治するため、益虫まで、ころされてはたまらない。その様な改革には断固反対したい。

- ・余分な費用と労力を使い年寄りには負担が多い。
- ・民間が善意で行ってきた（いる）奨学団体などを今回の法改訂により、潰してしまうことのないよう審査にあたり十分な配慮を願いたい。
- ・専任者がいなく不安である。
- ・昨今世間で不祥事続きの公益法人に対する認定基準が厳しくなることは止むを得ぬことではあるが、一方大部分のまともな公益法人に対する評価は、欧米に比べ遅れている寄付文化を助長し、国では手が回らない公益事業を民間に委託するとのそもそもの主旨に戻って柔軟に対処すべきで、公益法人性悪説に基づくかのような過度のあら捜しはこの主旨を阻害することになると懸念する。
- ・規模の大小、資金力など問わずモノサシが一本であることに問題がある。
- ・法律である以上、厳格運用は当然であるが、規模の大小、公的資金の受け入れの有無、天下りの有無等を勘案して、柔軟な制度運用を考慮頂きたい。
- ・制度が一律に適用されるため、小規模法人にとっては負担が過大。適用内容にもっと差を設けるべき。
- ・厳しく絞り込むのではなく、緩く拡大する方向で公益認定を行い、申請に携える多くの関係者の努力及び徒労に終わらないように希望したい
- ・収入や職員等の規模が小さな法人と規模の大きな法人とは同一内容の組織、会計等の能力や基準を満たさなければならないのは不条理である。
- ・今回の制度改革は、公的資金の投入される政府系の財団の規制の要素が多く見られ、それを一般の財団にも強制している。
- ・当方はその公益性が認められ特定公益増性法人に認可され収益は一切上げておりません。会計は明瞭、主務官庁の監査においてもAの評価をいただいております。このような法人が、新制度移行においてその他の法人と同様に一並びで新たに同じ複雑な申請をしなくてはならないことに納得がいきません。健全で問題のない実績を積んでいる法人については特例措置を設けていただきたいと思います。
- ・今回の制度改革は移行手続も改制内容も中小の財団にとって明らかに不利であり、公益増進という観点からは本末転倒などところがある。
- ・大小10把ひとからげの改革でなく、我が財団のように営利は全くなくわずかな財源で郷土の歴史文化を何とか守り、継続していこうとしている小さな団体への配慮がほしい。会計事務のできる人も居ず外部委託すれば収入の大半を支出するというのでは困る。

(2) 制度内容について

- ・国等から毎年、助成等の形で、資金を提供されている法人と全くの自己資金で運営している法人の遊休財産保有比率が同一との点の改善を希望
- ・余剰金が発生した際、将来の収支の変動に備え、元資（基本財産等）に組み入れる事をもう少し、許容して頂きたい。
- ・当財団の主な事業は国、県からの委託事業だが、委託費が年度をまたいで入ってくるケースが多く未収金がかさんでいる。手元にない資産を全て遊休財産とみなされてしまうと厳しいので配慮いただきたい。
- ・弱小財団として事務所、事務局長の確定は固定管理費が生み出せない
- ・収支相償基準を見直して欲しい。
- ・基本財産の取崩ができる条件を明らかにしてもらいたい。
- ・今後、法律、施行規則の見直し（或いは運用の緩和）があることを期待して、次の事項を要望します。 1. 収益事業がない財団にとって、零以下であることが求められる収支相償の基準は、弾力的な財政運用を阻害すると考えます。遊休財産額と公益目的事業比率の二つの基準により法人財務の適正法は十分判断できるのではないのでしょうか。 2. 公益事業しか行っていない財団にとって、管理費の財源を特定する意味は全くありません。すべての収益（金融資産の運用収益と寄付金）を区分することなく事業費と管理費に充てることが望まれます（但し、使途の指定に抵触しない範囲において）。
- ・収益事業の事業費・管理費が公益事業比率50%の分母に入れて欲しくない。
- ・無報酬の役員に対して責任が重すぎ。なり手を探すことが困難化している。
- ・収支相償というバランスで事業を行う事が義務付けられるが公益法人の本来の目的は、組織が長生きする事が目的ではなく、社会に奉仕する事が重要。従って、収支のバランスが悪くとも事業を同じ大きさで継続して、実施（自己資産を食いつぶしながら）する事が可能な法律であるべきと思う。
- ・予算単年度使い切りのルールは、この不景気に自主財源で運営している財団の実情を無視するものであり明らかに不合理である。

(3) 審査方法について

- ・申請から認定までの期間を最長でも6ヶ月以内での態勢でお願いしたいと思いますし、必要に応じた強化を図って頂くようお願い致します。
- ・現在システムの不備（漢字辞書に文字がない）により電子申請の申込みすらできず、入口でつまづいたままになっている。
- ・認定された財団の情報（例えば定款事例etc...）を差し支えない範囲で公開し共有できるようにしてほしい。（自主的に公開されている財団はあるのですが…）
- ・認定日を指定できる様にしてほしい。
- ・収益事業を一切行っていない財団法人の移行申請手続きを簡略化する方法を検討いただければありがたい。
- ・申請→認定の可否が早めにわかるとありがたい。
- ・気軽に相談できるようにしていただきたい。
- ・今後は新体制への移行にあたり、具体的なアドバイスを頂戴していきたいと考えております。
- ・可能な範囲で結構ですので、認定（認可）が否となったケースについて、その理由を開示していただければ、今後の申請にあたって大いに参考になると思われる。
- ・申請から認可までに必要な期間が全く不明、移行計画を立てにくい。
- ・公益認定された各法人の個別の適合基準や評価について積極的に公表して欲しい。一般論は理解できるが個別の事情に基づいた時の判断基準がもっと欲しい。
- ・認定後に行うべき定期的な作業や事務手続きについてもう



- 少しわかりやすく情報発信して欲しい。
- 気軽に相談できる体制を作ってほしい。
- 移行についての説明を地元で行って欲しい（沖縄の財団）
- 事務処理のスピードアップができないのですか。申請から決定までの所要時間が長いと思います。
- これまで公益法人が継続実施して来ている事業については特設の事情がない限り、幅広く公益性を認定していただきたい。
- 最初の評議員の選任方法について、主務官庁により対応が異なっています。可能な限り、各省庁ごとの考え方を何らかの形で示していただければ、作業上大変助かります。
- 相談（電話/窓口）に対する回答、見解が、対応していただく方によって異なっているように思われるため、統一していただきたい。（他の財団の方との情報交換により、そう感じました。）
- 定款案及び提出書類提出に当たり、事前ならびに事後の修正作業が迅速に措置できるように、配慮を願う。
- 行政庁の情報は一般的事項にとどまっており、細かい部分の情報が不足している。より細かく詳しく手続について解説情報提供する姿勢が欲しい
- 申請から認定までの期間（年度のスタートに合わせる）に対して、ある程度確実性の高い式が立てられるのか
- 電話照会に応じてくれる方が、必ずしも機械（パソコン）の操作に習熟してない為、結局自分でやってみるしかないという現状にあります。これから小規模の財団が申請作業を進めるでしょうが、より簡便な手続きで済むよう、別表等の資料の改善、省略を考えて欲しいと思います。
- 移行申請の認可までの期間短縮
- 内閣府一辺倒の法律なのか、道府県の担当者いわく「新しい事例なので自分も一つ一つ勉強していく。即回答が不可で申し訳ない。まだ時間があるのでボチボチすすみましょうか」これが一般的である。現場にいる我々としては話の持ちかけ先、気があせるだけで遅々としてすすまない。
- 内閣府から情報が出されるのが遅い。申請書類の量が膨大、根幹をなす会計基準を三法施行直前に変更するなど申請する側としては混乱している。早目に情報提供して下さるとともに申請に必要な書類を再検討して絞り込んでいただけるとありがたい。
- 許可法人の申請事例の情報提供
- 個別相談の充実と相談が多い案件をまとめてFAQで回答集を出してほしい。その際わかりやすい事例紹介をころがけて欲しい。法的な解説ではわかりづらい。
- 公益目的事業のチェックポイントに関する判定について当局において事前相談と明確な指針のご教授を願いたい
- 具体的に1つ1つの法人に対して助言なり相談しやすい体制を作ってほしい
- 受託事業の取扱いが不明確なため、申請者の判断により公益が否かを決定し、申請することとなる。事務局において事前相談はされているが、確定的な回答が得られないため、一定のリスクを前提とした申請となり不認定となった場合には申請者の負担は大きいこのため事前調査制度を設ける等、申請者のリスクと負担を軽減する措置がとられることを要する。
- 委員会の担当者などは2年毎に各省庁に戻すようだが5年間は同じメンバーで対応してほしい。担当者が変わると事情の

- 分からない担当者に相談せねばならない
- 審査にかかる時期の目安を公表して欲しい。
- 申請から認定までの大まかなスケジュール
- 申請書提出から認定、認可の裁定が出る期間を月数単位で良いので、公開してほしい。
- 公益認定の確定内容等、先例の公開
- 申請から認定（認可）までの時間（日数）を出来るだけ短くし、かつ、おおよその日数を明示してほしい。
- 担当官が法律、申請書作成ガイドライン、FAQを読み込んでおらず、対応に不備な点がある。
- 細かい事をあまり言わないでほしい。

その他

- 理事の奉仕的活動として助成事業をやってきましたが指導監督だけが厳しくなる一方で、奉仕的活動に対する評価が全くきこえないことが残念です。



INFORMATION

助成財団センター研修懇談会のご案内

「新々公益法人会計基準と公益認定要件について」

新々公益法人会計基準と公益認定要件に関する項目の中から、特に財務、会計に関する項目（収支相償、遊休財産の保有制限、公益目的事業比率、経理的基礎等）を中心に解説していただき、あわせて皆さまからのご質問にもお答えいただきます。

日時：1月19日（火） 午前10時～午後4時30分

場所：損保会館 4階会議室404-405

（東京都千代田区神田淡路町2-9）

講師：長岡 美奈氏（公認会計士）

会費：会員 7,000円 非会員 10,000円

<定員80名>先着順

制度改革・移行についての個別相談を実施します

当センターでは、公益法人制度改革における移行準備に関する助成財団の個別相談を新年も引き続き行います。相談は、原則事前にご予約の上ご利用いただくことになっており、すでにご予約を頂戴しておりますが、当面FAXや電話、メールによるご相談も実施しておりますので、お気軽にご利用ください。

相談日時は、毎週水曜日 午後1時～5時の間の最長1時間を目途とします。新年は1月13日より開始いたします。

新制度における全国の認定・認可法人一覧

(公益法人information. 2009.12.18現在)

答申日順

法人の名称がゴシック体の法人は助成財団(注)

内閣府 (特例→公益)

答申年月日	法人形態	法人の名称	旧主務官庁	備 考
H21.3.13	公益財団	公益法人協会	総務省	
H21.3.13	公益財団	ヤマハ発動機スポーツ振興財団	文部科学省	
H21.3.13	公益財団	サトー国際奨学財団	文部科学省	
H21.3.26	公益財団	全国老人福祉施設協議会	厚生労働省	収益事業あり
H21.4.23	公益財団	住友財団	総務省	(住友グループ)
H21.4.23	公益財団	日本動物病院福祉協会	厚生労働省	収益事業あり
H21.5.15	公益財団	東京国際研究クラブ	財務省、経済産業省	
H21.6.19	公益財団	日本工業英語協会	文部科学省	収益事業あり
H21.6.25	公益財団	日本フィランソロビー協会	総務省	
H21.7.10	公益財団	文化財建造物保存技術協会	文部科学省	
H21.7.30	公益財団	サントリー芸術財団	文部科学省	収益事業あり (旧名: ~音楽財団)
H21.8.21	公益財団	助成財団センター	総務省	
H21.8.21	公益財団	野村国際文化財団	文部科学省	(野村證券)
H21.8.21	公益財団	京都服飾文化研究財団	文部科学省	収益事業あり (ワコール)
H21.9.4	公益財団	似鳥国際奨学財団	文部科学省	(KKニトリ)
H21.9.11	公益財団	樫の芽会	文部科学省	特増 (前田建設工業)
H21.9.4	公益財団	すこやか食生活協会	農林水産省	
H21.9.11	公益財団	日本下水道管路管理業協会	国土交通省	収益事業あり (委員1名が反対)
H21.9.18	公益財団	東京海上日動教育振興基金	文部科学省	特増 (旧日動火災)
H21.9.18	公益財団	生協総合研究所	厚生労働省	(日本生協連合会) 収益事業あり
H21.10.2	公益財団	野村マネジメント・スクール	経済産業省	
H21.10.9	公益財団	ニッセイ文化振興財団	文部科学省	特増 収益事業あり (日生劇場管理)
H21.10.29	公益財団	旭硝子財団	経済産業省	
H21.10.29	公益財団	クリタ水・環境科学振興財団	環境省	特増
H21.11.6	公益財団	太陽生命厚生財団	厚生労働省	旧名: 太陽生命ひまわり厚生財団
H21.11.6	公益財団	三井住友海上文化財団	文部科学省 (文化庁)	特増
H21.11.6	公益財団	三井住友海上福祉財団	内閣府	特増
H21.11.13	公益財団	租税資料館	財務省	収益事業あり (不動産賃貸=公益事業費の補てん)
H21.11.13	公益財団	ソルト・サイエンス研究財団	財務省	
H21.10.23	公益財団	原子力環境整備促進・資金管理センター	経済産業省	
H21.11.26	公益財団	正力厚生会	厚生労働省	
H21.11.20	公益財団	地域医療振興協会	総務省、厚生労働省	
H21.11.6	公益財団	痛風財団	厚生労働省	旧名: 痛風研究会
H21.11.26	公益財団	日本花の会	農林水産省	
H21.11.26	公益財団	日本板硝子材料工学助成会	経済産業省	
H21.10.29	公益財団	財務会計基準機構	金融庁	
H21.11.26	公益財団	世界遺産賀茂御祖神社境内社の森保存会	京都府教育委員会	
H21.12.4	公益財団	JR東海生涯学習財団	文部科学省	旧名: ジェイアール~
H21.12.11	公益財団	藤原科学財団	文部科学省	
公益移行認定件数 公益財団33、公益財団6、旧主務官庁 (総務省5、文部科学省14、厚生労働省7、財務省3、経済産業省5、農林水産省2、国土交通省1、環境省1、内閣府1、金融庁1、京都府教育委員会1)				

内閣府 (一般→公益)

答申年月日	法人形態	法人の名称	旧主務官庁	備 考
H21.4.1	公益財団	SchoolAidJapan	一般財団法人	
H21.4.1	公益財団	国際医学教育財団	一般財団法人	
H21.6.1	公益財団	東京コミュニティー財団	一般財団法人	
H21.8.4	公益財団	洲崎福祉財団	一般財団法人	
H21.8.4	公益財団	こども環境フォーラム	一般財団法人	
H21.8.27	公益財団	信頼資本財団	一般財団法人	収益事業あり
H21.8.27	公益財団	日本人間ドック協会	一般財団法人	収益事業あり
H21.10.2	公益財団	全日本拳法連盟	一般財団法人	収益事業あり (福岡県所在)
H21.11.13	公益財団	小林がん学術振興会	一般財団法人	
H21.12.4	公益財団	日本刀文化振興協会	一般財団法人	収益事業あり
公益移行認定件数 公益財団8、公益財団2				

内閣府 (特例→一般)

答申年月日	法人形態	法人の名称	旧主務官庁	備 考
H21.3.13	一般財団	日本鍛冶機工工業会	経済産業省	
H21.3.13	一般財団	日本商事仲裁協会	経済産業省	
H21.6.19	一般財団	日本メンズファッション協会	経済産業省	公益目的支出計画作成不要
H21.6.21	一般財団	工業所有権協力センター	経済産業省	
H21.7.30	一般財団	住宅都市工学研究所	国土交通省	
H21.8.28	一般財団	日本特許情報機構	経済産業省	
H21.9.4	一般財団	日本気象協会	国土交通省	
H21.9.11	一般財団	映画演劇文化協会	東京都教員委員会	(旧名称: 映画文化協会)
H21.9.18	一般財団	工業所有権電子情報センター	経済産業省	
H21.10.23	一般財団	土地情報センター	国土交通省	
H21.11.20	一般財団	武田計測先端知財財団	経済産業省	
公益移行認定件数 一般財団7、一般財団4、旧主務官庁 (経済産業省7、国土交通省3、東京都教育委員会1)				

地方（特例→公益）

答申年月日	法人形態	法人の名称	旧主務官庁	備 考
H21.3.18	公益財団	足立区勤労福祉サービスセンター	東京都	収益事業あり
H21.3.18	公益財団	紙の博物館	東京都教育委員会	収益事業あり
H21.3.19	公益財団	十六地域振興財団	岐阜県、岐阜県教育委員会	
H21.3.23	公益財団	オリエンタルモーター奨学財団	千葉県教育委員会	収益事業あり、旧名：倉石育英会
H21.3.23	公益財団	兵庫県青少年本部	兵庫県	収益事業あり
H21.3.25	公益財団	ひろしま文化振興財団	広島県	
H21.4.13	公益財団	大分県地域成人病検診協会	大分県	
H21.5.18	公益財団	東京都障害者スポーツ協会	東京都	収益事業あり
H21.5.29	公益財団	横浜市芸術文化振興財団	神奈川県、神奈川県教育委員会	収益事業あり
H21.6.11	公益財団	渋谷区勤労者福祉公社	東京都	収益事業あり
H21.6.18	公益財団	飯塚教育英会	栃木県教育委員会	
H21.6.23	公益財団	東京防災指導協会	東京都	収益事業あり
H21.6.26	公益財団	吹田青年会議所	大阪府	収益事業あり
H21.7.7	公益財団	高知県森と緑の会	高知県	
H21.7.15	公益財団	山形オリエンタルモーター奨学財団	山形県教育委員会	旧名：山形倉石育英会
H21.7.17	公益財団	嶺南医療振興財団	福井県	
H21.7.30	公益財団	中尾奨学財団	神奈川県教育委員会	
H21.8.25	公益財団	東京救急協会	東京都	収益事業あり
H21.9.1	公益財団	熊本県浄化槽協会	熊本県	収益事業あり
H21.9.7	公益財団	かしま青年会議所	茨城県	収益事業あり
H21.9.11	公益財団	札幌交響楽団	北海道教育委員会	収益事業あり
H21.9.15	公益財団	渡邊育英会	福岡県教育委員会	
H21.9.28	公益財団	足立区生涯学習振興公社	東京都教育委員会	収益事業あり
H21.9.28	公益財団	オーディオテクニカ奨学会	東京都教育委員会	
H21.9.28	公益財団	第五福竜丸平和協会	東京都	収益事業あり
H21.9.29	公益財団	京都モデルフォレスト協会	京都府	
H21.10.9	公益財団	コープさっぽろ社会福祉基金	北海道	
H21.10.9	公益財団	北海道盲導犬協会	北海道	
H21.10.14	公益財団	みえ犯罪被害者総合支援センター	三重県	
H21.10.15	公益財団	厚木青年会議所	神奈川県	収益事業あり
H21.10.22	公益財団	富山県アイバンク	富山県	
H21.10.22	公益財団	富山県計量協会	富山県	収益事業あり
H21.10.23	公益財団	人材育成ゆふいん財団	大分県	
H21.10.30	公益財団	沖縄被害者支援ゆいセンター	沖縄県	
H21.11.4	公益財団	くまもと被害者支援センター	熊本県	旧名：熊本犯罪被害者支援センター
H21.11.6	公益財団	ハン六文化振興財団	滋賀県教育委員会	
H21.11.13	公益財団	秋山記念生命科学振興財団	北海道	
H21.11.17	公益財団	静嘉堂	東京都教育委員会	収益事業あり
H21.11.30	公益財団	こしじ水と緑の会	新潟県	収益事業あり
H21.12.1	公益財団	ヤギメセナファンデーション	石川県	
H21.12.4	公益財団	徳島新聞社会文化事業団	徳島県	
H21.12.2	公益財団	昭和会	鹿児島県	収益事業あり
H21.11.30	公益財団	吉本章治奨学会	福岡県教育委員会	収益事業あり
H21.11.20	公益財団	藤井斉成会	文部科学省	
H21.12.11	公益財団	山口正栄記念奨学財団	北海道教育委員会	
H21.12.14	公益財団	宮城県生活環境事業協会	宮城県	収益事業あり
H21.12.15	公益財団	大田区文化振興協会	東京都教育委員会	収益事業あり
H21.12.15	公益財団	東京都歴史文化財団	東京都教育委員会	収益事業あり
H21.12.16	公益財団	みらい芸術・文化基金	岐阜県	
H21.12.16	公益財団	高木俊介パン科学技術振興財団	広島県	
H21.12.15	公益財団	新聞通信調査会	東京都	
H21.12.17	公益財団	名古屋青年会議所	愛知県	収益事業あり
公益移行認定件数 公益財団38、公益財団14、旧主務官庁（北海道5、山形県1、宮城県1、茨城県1、栃木県1、千葉県1、東京都13、神奈川県3、新潟県1、富山県2、福井県1、岐阜県2、三重県1、滋賀県1、京都府1、大阪府1、兵庫県1、広島県2、徳島県1、高知県1、福岡県2、熊本県2、大分県2、沖縄県1、文部科学省1）				

地方 (一般→公益)

答申年月日	法人形態	法人の名称	行政庁	備 考
H21.3.19	公益社团	にいがた被害者支援センター	新潟県	
H21.3.23	公益財団	流財団	香川県	
H21.3.23	公益社团	福井被害者支援センター	福井県	
H21.6.9	公益財団	弦地域文化支援財団	山形県	
H21.7.24	公益財団	京都地域創造基金	京都府	
H21.7.27	公益財団	水素エネルギー製品研究試験センター	福岡県	
H21.8.28	公益社团	総合紛争解決センター	大阪府	
H21.11.17	公益財団	新宿区勤労者・仕事支援センター	東京都	収益事業あり
H21.11.25	公益社团	ぎふ犯罪被害者支援センター	岐阜県	
H21.12.8	公益財団	神戸国際医療交流財団	兵庫県	
H21.12.15	公益財団	武蔵野市国際交流協会	東京都	
公益移行認定件数 公益財団7、公益社团4、行政庁（山形県1、東京都2、新潟県1、福井県1、岐阜県1、京都府1、大阪府1、兵庫県1、香川県1、福岡県1）				

地方 (特例→一般)

答申年月日	法人形態	法人の名称	旧主務官庁	備 考
H21.3.18	一般財団	泉谷病院	京都府	公益目的支出計画作成不要
H21.3.19	一般財団	上越市環境衛生公社	新潟県	
H21.3.24	一般財団	福島県警察互助会	福島県	
H21.4.13	一般社団	兵庫県エルビーガス協会	兵庫県	
H21.8.24	一般財団	中村由太郎記念会	青森県教育委員会	旧名：～教育振興財団
H21.8.25	一般財団	湯沢町総合管理公社	新潟県	旧名：～都市施設公社
H21.10.23	一般財団	地域共同社会研究センター	山形県	
H21.10.23	一般社団	山形県蚕糸業会	山形県	
H21.11.10	一般財団	二本松信金育英会	福島県教育委員会	
H21.11.25	一般社団	沖縄県レンタカー協会	内閣府	
H21.12.8	一般社団	実践人の家	兵庫県	
H21.12.8	一般財団	神戸市民大学講座	兵庫県	
H21.12.11	一般財団	そごう美術館	神奈川県教育委員会	
公益移行認定件数 一般財団9、一般社団4、旧主務官庁（青森県1、山形県2、福島県2、神奈川県1、新潟県2、京都府1、兵庫県3、内閣府1）				

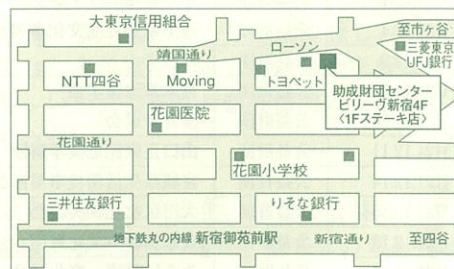
(注)助成財団：当センターデータベースの収録団体及びそれ以外は答申書の公益目的事業欄に「助成」「奨学」「褒賞」等の文言があるものを助成財団と判断した。

編集後記

◆前号発行から、また大変間が空いてしまいました。申し訳ございません。この間、8月に公益認定があり、9月に登記、11月に旧法人の決算・解散理事会を行うなど、移行作業に忙殺されておりました。やはり通常の事業を行いながらの移行作業は、かなりの負担を強いられるというのが実際に行ってみての感触です。当センターの申請から認定までの流れ、作成書類等は全てホームページに掲載しておりますので、是非ご覧いただき、参考にして下さい。

◆今後も個別相談や研修を通じて、適宜皆さまの移行申請作業のお手伝いをしていくと同時に、今号のアンケートに皆さまから寄せられた行政庁等への要望につきましても、政府や行政庁に改善を要求するなどの活動を行ってまいります。申請作業の中で気がつかれた点や疑問点等がございましたら、情報をセンターまでお寄せください。

(湯瀨 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡して下さい。)

JFC Views No.67 December, 2009

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2009年12月31日

編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp